下この号において「違反行為」という。）をした場合であって、法第三十三条の規定により読み替えて適用する法第二十八条の規定による報告の求め（以下この条において「報告の求め」という。）により、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ　学校卒業見込者等求人（法第三十三条の規定により読み替えて適用する法第十一条に規定する学校卒業見込者等求人をいう。以下同じ。）の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと（当該違反行為をした日を起算日とする過去一年以内において当該違反行為と同一の法律の条項に違反する行為（ロにおいて「同一違反行為」という。）をしたことがある場合その他当該違反行為が学校卒業見込者等（法第三十三条の規定により読み替えて適用する法第十一条に規定する学校卒業見込者等をいう。以下同じ。）の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがある場合に限る。）

ロ　当該違反行為に係る事件について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百三条第一項（同法第二百十一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）及び第二百四十六条に規定する検察官に対する送致又は同法第二百四十二条に規定する検察官に対する送付（以下このロにおいて「送致又は送付」という。）が行われ、その旨の公表が行われた場合であって、次のいずれかに該当すること

(1)　当該送致又は送付の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日を起算日とする過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であって、当該違反行為の是正が行われた日から当該送致又は送付の日までの期間（以下このロにおいて「経過期間」という。）が六月を超えるときに限る。）であって、学校卒業見込者等求人の申込みの時において、当該送致又は送付の日から起算して六月を経過していないこと

(2)　当該送致又は送付の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日を起算日とする過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であって、経過期間が六月を超えないときに限る。）であって、学校卒業見込者等求人の申込みの時において、当該送致又は送付の日から起算して一年から経過期間を減じた期間を経過していないこと

(3)　当該送致又は送付の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日を起算日とする過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合を除く。）又は当該送致又は送付の日前に当該違反行為の是正が行われていない場合であって、学校卒業見込者等求人の申込みの時において、当該送致又は送付の日から起算して一年を経過していないこと、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと

二　求人者が令第三号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第九十八条第三項の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ　求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。